

沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究所履修規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、芸術文化学研究所（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

第2条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、いずれかの研究室に属し、研究指導教員及びその他の教員の指導を受けるものとする。

2 研究科の研究領域及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

第3条 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 博士論文等を提出しようとする年度の研究実施計画書には、博士論文等の計画概要を添付しなければならない。

(研究報告)

第4条 学生は、毎学年度終了の所定の期日までに、研究実施報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて10単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。ただし、自由科目は修了単位に含めないものとし、研究指導については単位を与えないものとする。

(授業科目の公示)

第6条 各学年度（前期及び後期）のに開設する授業科目、単位数及び担当教員については、その学年度（前期及び後期）の授業開始に先立って公示する。ただし、臨時に開設する授業科目については、その都度公示する。

(履修登録)

第7条 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、研究指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(履修登録の制限)

第8条 授業科目の受講人数は、教材、教室の収容人員等により制限することがある。

2 受講人員が著しく少ない授業科目については、開講しないことがある。

3 個別の授業科目の履修登録にあたって、あらかじめ公示により、登録の資格に専攻又は既に履修し単位を修得した授業科目等の条件を付すことがある。

4 特に指定のある場合のほか、同一時間に1科目を超えて履修登録することはできない。

(出席)

第9条 学生は、履修登録した授業科目の授業に常に出席しなければならない。

2 履修登録した授業科目にやむを得ず欠席する場合は、原則としてあらかじめ当該授業科目の担当教員に届け出なければならない。

3 次に掲げる理由により、通常の授業に出席できない場合は、当該授業科目担当教員に届け出ることにより、欠席日数に加えないものとする。ただし、第2号により届け出る場合には証明書等を添付すること。

(1) 忌引

(2) 学校保健安全法施行規則で定められた感染症

(3) その他研究科委員会が認めた特別な理由

4 忌引日数は、次のとおりとする。

(1) 1親等の血族及び配偶者 7日間

(2) 2親等の血族及び1親等の姻族 5日間

(3) 3親等の血族及び2親等の姻族 3日間

(試験)

第10条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第11条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由(第9条第3項に掲げる理由、公の証明書のある事故等)によりやむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定による追試験は、当該学期の末日までに担当教員の指定した日に行う。

(再試験)

第12条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。ただし、当該学期に履修登録した授業科目の中で研究科委員会が認めた授業科目については、再試験を行なうことがある。

2 前項の規定による再試験は、担当教員の指定した日に行う。

(履修の要件)

第13条 授業科目の授業総時間数の3分の1以上欠席した者には、その授業科目の単位は与えない。

(成績評価の基準)

第14条 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀(S)	90~100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優(A)	80~89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良(B)	70~79点	到達目標を概ね達成している。
可(C)	60~69点	到達目標を最低限度達成している。
不可(F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄
認定(R)		単位認定等

(再登録)

第15条 既に履修し単位を修得した授業科目は、再度履修登録することはできない。ただし、不可とされた授業科目については、再度履修登録することができる。

2 前項の規定に基づき再度履修登録した授業科目については、学則第42条の規定に従って、改めて評価する。

(博士論文等の提出)

第16条 比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏（以下「博士論文等」という。）の提出は、研究科に2年以上在学し、第5条に定める履修方法により、課程修了時までに10単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第45条第1項ただし書及び第2項に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 博士論文等を提出する学生は、あらかじめ予備審査に合格しなければならない。

3 前項に規定する予備審査の申請は、研究指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに、学位予備申請書（第3号様式）の提出により行うものとする。

4 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。

5 博士論文等は、研究指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書（第4号様式）を添えて提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び最終試験)

第17条 博士論文等の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 博士論文等の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が別に定める。

3 特別の事情により博士論文等の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

附 則（令和3年4月1日学長決裁）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するものについて、廃止前の沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程（平成26年3月20日評議会決定）は、この履修規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和6年3月29日学長決裁）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条の規定は、令和6年度以降に入学する学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月21日学長決裁）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条の規定は、令和7年度以降に入学する学生について適用し、令和6年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 2 月 18 日学長決裁）

- 1 この規程は、令和 8 年 2 月 18 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の第 5 条第 1 項の規定は、令和 8 年度以降に入学する学生について適用し、令和 7 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

■別表第1 (第2条関係)

研究室一覽

芸術文化学専攻	比較芸術学研究領域	比較美学・芸術学研究室
		芸術批評史研究室
		民族芸術文化学研究室
	民族音楽学研究領域	音楽史研究室
		民族音楽学研究室
		民族芸能論研究室
	芸術表現研究領域	造形芸術研究室
		音楽芸術研究室

別表第2（第5条関係）授業科目及び履修方法

区分	授業科目名	学期	種別	履修年次	単位数	備考
必修科目	芸術表現総合比較研究Ⅰ	通年	演習	1・2	2	○修了の要件
選択科目	芸術表現総合比較研究Ⅱ	通年	演習	2・3	2	(1) 研究指導
	比較美学研究A	後期	講義	1・2	2	(2) 単位の取得 (10単位以上)
	比較美学研究B	前期	講義	1・2	2	
	比較芸術学特殊研究A	前期	講義	1・2	2	・必修科目 芸術表現総合比較研究Ⅰ(2単位)
	比較芸術学特殊研究B	後期	講義	1・2	2	
	日本芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	・選択科目 2科目以上 (8単位以上)
	日本芸術批評史研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	・自由科目は修了単位に含めない。
	東洋芸術批評史研究B	前期	講義	1・2	2	
	西洋芸術批評史研究A	前期	講義	1・2	2	(3) 博士論文 (芸術表現研究領域では研究作品 または研究演奏を含む)の審査 及び最終試験の合格
	西洋芸術批評史研究B	前期	講義	1・2	2	
	映像論研究	前期	講義	1・2	2	
	日本芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	日本芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	民族芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	民族芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	東洋芸術文化学研究A	前期	講義	1・2	2	
	東洋芸術文化学研究B	後期	講義	1・2	2	
	民族芸術学特論	後期	講義	1・2	2	
	比較民俗学研究A	前期	講義	1・2	2	
	比較民俗学研究B	後期	講義	1・2	2	
	西洋音楽史研究	通年	講義	1・2	4	
	日本音楽史研究	通年	講義	1・2	4	
	民族音楽学研究	通年	講義	1・2	4	
	琉球音楽論研究	通年	講義	1・2	4	
	民族舞踊学研究	通年	講義	1・2	4	
民俗芸能論研究	通年	講義	1・2	4		
琉球楽劇論研究	通年	講義	1・2	4		
楽曲分析研究	後期	講義	1・2	2		
自由科目	芸術文化学演習A	前期	演習	1・2	1	
	芸術文化学演習B	後期	演習	1・2	1	

研究実施計画書

学 生	芸術文化学研究科	学生番号	
	研究領域	氏 名	
研究指導教員		担当教員	
研究指導会議教員			
(1) 研究実施計画			
①研究テーマ			
②研究目的（研究の背景、芸術、学術的な特色や独創性等を踏まえ記入する。）			
③研究計画・方法（研究目的を達成するための計画・方法を年度に分けて記入する。）			

研究実施計画は教員の指導を受けて学生が記入する。

(2) 研究指導計画

年度に分けて具体的に記入する。

研究指導計画は研究指導教員が作成する。

(注意)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補うこと。
2. 学年暦で指定された期日までに博士学科室に提出すること。
3. 研究指導会議教員名の欄には、研究指導教員、担当教員以外の教員名を記入する。

研究実施報告書

令和 年 月 日

学 生	芸術文化学研究科	学生番号	
	研究領域	氏 名	
研究指導教員		担当教員	
研究指導会議教員			
(1) 研究実施報告			
研究テーマ（本年度の研究計画書と同一のものとする。）			
研究経過（本年度の研究経過と到達状況を具体的に記入する。）			

研究実施報告は教員の指導を受けて学生が記入する。

(2) 研究指導報告

研究指導報告は研究指導教員が作成する。

(注意)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補うこと。
1. 学年暦で指定された期日までに、博士学科室に提出すること。
2. 研究指導会議教員の欄には、研究指導教員、担当教員以外の教員を記入する。

第3号様式（第16条関係）

研究指導教員署名

学位予備申請書

令和 年 月 日

沖縄県立芸術大学大学院
芸術文化学研究科長 殿

芸術文化学専攻 研究領域

学生番号

氏名

このたび沖縄県立芸術大学芸術文化学研究科履修規程第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

1. 博士論文題目および予定目次
2. 博士論文要旨
3. 添付する論文（2点以上）
4. 在学中の研究実績一覧

博士論文題目（仮題）

沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科
芸術文化学専攻 研究領域

学生番号

氏 名

題目

【予定目次】

博士論文要旨

(注) 2,000 字以内

添付する論文（2点以上）の題目

在学中の研究実績一覧

第4号様式（第16条関係）

研究指導教員署名

学位審査申請書

令和 年 月 日

沖縄県立芸術大学大学院
芸術文化学研究科長 殿

芸術文化学専攻 研究領域

学生番号

氏名

このたび沖縄県立芸術大学学位規程第5条及び芸術文化学研究科履修規程第16条第5項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を各1部提出しますので、御審査くださるようお願いいたします。

1. 博士論文等
2. 博士論文等目録
3. 博士論文要旨（2,000字以内の日本語要旨および500語程度の英文要旨）
4. 履歴書

博士論文等目録

全 項目

博士論文要旨

(注) 2,000 字以内

(氏 名)

(論文題目)

Abstract

(※) approximately 500 words

(**Name**)

(**Title**)

職 歷

年 月	事 項
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

研究歴・研究業績

上記に相違ありません。

令和 年 月 日
氏 名